

仕様書

1 委託件名

令和 8 年度 福岡市ソーシャルリスニング活用支援業務委託

2 目的

国内外に対する福岡市の認知度の向上や観光客の周遊促進を図るための効果的な施策を実施するためには、来訪者の動向を把握し、エビデンスの確保を行っていくことが重要である。

本業務は、その手法の一つとして、ソーシャルメディアやオンライン上における福岡市の観光関連情報の収集・分析を行い、観光客のトレンドを的確かつタイムリーに把握することで、本市施策の効果測定や国内外の観光客に向けた効果的な情報発信等に寄与することを目的とする。

3 履行期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

4 分析対象期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日を含む 2 年以上の期間

※ 3. 履行期間内に分析対象期間の情報が確認できること。ただし、過去データの保持期間により分析対象期間のデータが閲覧不可となる期間があっても差し支えない。

5 業務内容

事業目的を達成するため、下記業務に係る実施手法を提案すること。

(1) ソーシャルリスニングツールの提供

① ツールの機能

- ア 国内外旅行者の福岡市の観光や観光施策に関連するワードにかかる興味・関心等を、属性や下記② 対象メディア等毎に、かつ、定量的・定性的に把握・分析できるデータを取得できること
- イ 把握するデータに関するサマリーを提供できること
- ウ 上記ア、イを常時又はそれに準ずる頻度でデータを取得し、閲覧・参照できること
- エ 上記ア、イのデータを 4 分析対象期間の範囲で提供できること

② 対象メディア等

- ア 国内外の複数ウェブニュース媒体
- イ 主要なソーシャルメディア及びオンラインプラットフォーム等（例 Instagram、X、Facebook、YouTube、TikTok、LINE VOOM、Reddit 等）

(2) 運用支援

運用支援について、下記要件を満たすこと。

- ア 市担当者向けのソーシャルリスニング分析に関する説明会の実施
- イ 専任支援担当が日本におり、かつ、問い合わせに対する日本語でのサポート
- ウ 市が実施する分析・考察への助言

(3) 追加提案

本業務全般について、本仕様書に記載する事項以外に、本事業の目的達成に効果的と考えられる追加提案がある場合は、具体的に提示すること。

(4) その他

上記(1)～(3)以外で、本業務実施のために必要な業務は、受託事業者決定後に福岡市と受託者が協議の上決定する。

6 成果品

(1) 納品物

ソーシャルリスニングデータ及び分析結果（サマリー）

(2) 納品時期

令和9年3月31日まで

※ただし、上記5(1)①ア、イについては常時又はそれに準ずる頻度でデータを取得し、閲覧・参照できること

(3) 納品場所

福岡市経済観光文化局観光コンベンション部観光マーケティング課

7 著作権等の取扱い

(1) 成果品に係る複製権、上演権、上映権、公衆送信権、送信可能化権、展示権、頒布権、譲渡権、貸与権及び翻案権は、福岡市に帰属するものとする。

(2) 福岡市は、成果品の一部について差し替え、削除及び追加の必要が生じた場合には、受託者の承諾を得てその改変を行うことができるものとする。

(3) 福岡市は、本事業の目的を踏まえ、受託者と協議のうえ、成果品の全てまたはその一部を公表・公開することができる。

(4) この委託契約に係る著作権等の権利関係については、受託者において対処するものとする。

8 受託者の責務

(1) 関係法令上の責務

本業務の遂行にあたっては、関係法令を遵守すること。

(2) 守秘義務

① 基本事項

受託者は、業務上知りえた機密事項等を第三者に漏らしてはならない。また、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）等の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するにあたっては、個人や法人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報等を適正に取り扱わなければならない。※詳細は別紙「個人情報・情報資産取扱特記事項」を参照

② 従事者への周知

受託者は、この契約による業務に従事するものに対して、在職中及び退職後において、この業務に関して知り得た機密事項や個人情報等を外部に漏らしてはならないこと、契約の目的以外の目的に使用してはならないこと、その他個人情報等の保護に関する必要な事項を周知するものとする。このことは、契約の解除及び期間満了後においても同様とする。

9 再委託について

- (1) 受託者は、本委託業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託してはならない。
ただし、あらかじめ書面により福岡市の承諾を得たときにはこの限りではない。
- (2) この仕様書に定める事項については、受託者と同様に、再委託先においても遵守するものとし、受託者は、再委託先がこれを遵守することに関して、一切の責任を負う。
- (3) 本委託業務等の再委託先である協力会社は、福岡市の競争入札参加資格者である場合、指名停止期間中及び排除措置中であってはならない。

10 その他

- (1) この委託契約に係る成果は、福岡市に帰属する。
- (2) この委託契約に係る業務の遂行に当たっては、受託者は、福岡市と十分な協議及び連絡を図るものとする。
- (3) この委託契約に係る委託内容は、福岡市と受託者との調整の中で変更する場合がある。それに伴う仕様の変更等については、協議の上で決定することとする。
- (4) この委託契約に係る業務の遂行にあたり、発生した事故等については受託者の責任において対処することとし、生じた損害については、原則として受託者が負担するものとする。
- (5) 成果品を福岡市へ提出した後において、成果品の瑕疵が判明した場合には、受託者の責任において適切に対処することとする。
- (6) 受託者は、この委託契約に係る業務を遂行する上で知り得た情報又は秘密について、福岡市の承諾を得ることなく第三者に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (7) この仕様書に記載されていない事項又は業務上疑義が生じた事項については、福岡市と受託者が協議の上で決定するものとする。